

平成28年3月31日

総務大臣  
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照

答 申 書

平成28年1月26日付け諮問第3081号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、接続料規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

接続料規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見1 アンバンドル機能が利用されていないのであれば、当該機能を削除する等の関係規定の整備は適切。	再意見1	考え方1	
<p>○ 利用されていないのであれば改正案中で示されている削除する等の関係規定の整備は適切であると思われた。</p> <p>(しかし PHS に関してはどうかならなかったものなのであろうか。これが NTT の手から離れるのは痛手であると考え。PHS 端末の多くが無線機能を有する事や、発生電磁波の少なさから医療関係で多く用いられる事も含め、これは NTT が有しておくべき回線であったと考える。正直な意見を言うと、PHS が NTT 以外に渡ったのは国の不手際であると考え。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ NTT が PHS 関連及び手動接続関連の設備を無くすというのであればそうなるのであろうと思われる内容である。</p> <p>(当方としては PHS 関連は NTT が持っている欲しかったが、これは個人が言ってもどうしようもなく、NTT がもう停止を行ってしまった事である。)</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 関係規定の整備について、賛同の御意見として承る。</p>	なし